

うどんや丼ものにアクセントをつける山椒が旬の時期です。

A：共済会・基金

①掛金（共済会・基金）納付について

| 今回の請求 | 4 月 分 | |
|--------|--|----------------|
| 納付期限 | 2024年5月27日(月) | |
| 取扱金融機関 | 事業所指定の金融機関 | 小切手の場合は、納付期限の |
| 納付方法 | 口座自動振替 | 5日前までに入金してください |
| その他 | ○基金掛金と共済会掛金の合計金額を振り替えます ○口座名義等が同一の場合、集約をして、合計した金額を振替えます | |

②掛金の基準額を福祉医療機構に準拠していると、処遇改善手当を「俸給の調整額」として福祉医療機構に申請した場合、共済会、基金の掛金の基準額も同額になります。

・「基金にかかる取扱い規程の第3条2項」の定義が次の通り、福祉医療機構に準拠となる事業所はご注意ください。

<規程3条2項の文例> *福祉医療機構（WAM）準拠

「前項の俸給等は、WAMの本俸月額と同額とする。」

「前項の俸給等は、WAMの本俸月額の算出基準に準じて得た額とする。」

- ・既加入会員は10月の共済会の掛金更新月から、新規採用会員は加入月から処遇改善等の手当込みの金額が基準となります。
- ・WAMに準拠させない場合は、原則、取扱い規程の改定が必要です。→⑨参照
- ・詳細は、事務局までお問い合わせください。

③掛金（共済会・基金）、給付金等の振替口座の変更について

名義も含め、口座を変更する場合は、直ちに事務局へ連絡してください。

手続きが遅れると、掛金の自動振替ができず、各自でお振り込みいただきます。

④今年度のスポーツ大会の開催日程をお知らせします。（案内等は1ヶ月前頃の送付）

- ・ボウリング：6月22日(土) MKボウル / バレーボール：11月30日(土) 島津アリーナ

⑤本年度の「共済会・基金のしおり」を送付いたしました

- ・発行時点の登録会員数の冊数です。退会手続きがされていない会員も含まれています。
- ・**発送集計日以降の加入者につきましては、加入の承認通知に同封してお送りします。**
- ・不足がありましたら、同封のFAX専用紙（送付文裏面）で事務局にお知らせください。
- ・会員証は、次年度の発行時までご使用いただけます。旧会員証は、新会員証に会員番号を転記してから裁断などをして廃棄してください。
- ・共済会会員証とライフサポート倶楽部会員証は、連結したままでご利用ください。
- ・ライフサポート倶楽部のガイドブックは、原則、1事業所につき1冊となります。
（個人利用等でガイドブックをご希望の場合の追加発行は、有料となります）

⑥福利厚生事業の臨時措置（回数増）は昨年度で終了しました

- ・昨年度まで、新型コロナウイルスの対応として一部（保養施設利用補助と映画券）の補助回数を増やしましたが、本年度から、通常回数（1回）に戻ります。

⑦厚生事業利用補助金請求を締切りました

前年度分【2023/4/1～2024/3/31間の利用分】の厚生事業利用補助金(眼鏡・保養等)の請求は4月20日で締切りました。締切り以降の請求については、受理できません。

⑧ライフサポート倶楽部をご活用ください(福利厚生サービス)

- ・新規会員の登録は、毎月1回程度のため翌月中旬以降からご利用いただけます。登録前にサービスの利用を希望する場合は、事務局へお知らせください。
- ・サービスは「共済会・基金のしおり」やガイドブック、ホームページをご覧ください。

⑨基金に係る取扱規程の改定を検討している場合

- ・改定規程については、当基金の代議員会での承認後、厚生労働省へ提出が必要になるため、ご希望の時期の改定にお応えできない場合があります。
- ・遅くとも適用日より3-4ヶ月程度前までに事務局にご相談ください。(給付減額:6ヶ月)
- ・「厚生年金保険」の適用事業所名称が変更になる場合も改定手続きが必要です。
- ・「社会保険適用拡大」により、退職金制度(基金)へ加入者となる範囲も拡大する場合があります。各事業所様の「取扱い規程」をご確認ください。

⑩配置転換された会員の厚生給付金・福利厚生事業利用補助金の送金先について

処理時点で共済会に所属登録されている事業所へ送金しますのでご注意ください。

*送金後の給付金につきましては、お互いの事業所間でご調整ください。

B:WAM

*福祉医療機構と契約している法人・事業所が対象です

①2021年4月以降、届出書類は、すべて、WAMへ直送してください。

- ・業務委託契約の解除により、相談対応のみとなります。

C:ソウェルクラブ (*福利厚生センターに加入している法人が対象です)

①会員交流事業については、5-6月頃にご案内の予定です。

②届出書の送付先は、すべて、東京の福利厚生センターへ送付してください。

D:その他

①結婚による氏名変更の場合のみ、変更届は不要です

結婚祝金の請求時に、改姓後の氏名の上に、フリガナも記入してください。

②提出いただく書類の印鑑について

書類に押印される個人の印鑑は、シャチハタやゴム印では受理できません。

③5月20日(月)は、電話工事により一時不通となりますのでFAXをご活用ください

E:共済会の日程

| 日程 | 内容 | 種別 |
|-------|-------------------------------|-----------|
| 5月14日 | 4月分掛金(共済会・基金)納付通知書送付予定 | 共済会 基金 |
| 5月20日 | 各種給付金、補助金、退職金の請求・申込みの締切り | |
| 5月27日 | 4月分の掛金(共済会・基金)納付期限 | |
| 6月10日 | 各種送金(口座を変更された場合は変更後の口座へ送金します) | |

ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

基金・共済会事務局 Tel.075-252-5888/FAX075-252-5881

H P →<http://www.kyousaikai.or.jp/> Email →info@kyousaikai.or.jp